# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年4月1日 | Ⅰ－5②所属長 | 母子保健担当課長　山中　洋子 | 母子保健担当課長　斉藤　そのみ | 事後 | 人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない |
| 平成29年4月1日 | Ⅳ　リスク対策 | （なし） | 項目を追加 | 事後 | 様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない |
| 令和2年5月27日 | Ⅰ－3②事務の概要 | 母子保健法に基づき、養育医療の給付に関して、以下の事務を行う。<br>①申請書類を受付し、管理する。<br>②養育医療の審査結果及び認定内容の情報を管理する。<br>③認定内容に基づき、養育医療の給付を管理する。<br>④養育医療に係る費用の徴収に関する情報について管理する。 | 1　養育医療の給付に関する事務<br>母子保健法の法律に従い、養育医療の給付業務で以下の事務を行う。<br>①申請書類（申請書、意見書等）を受付し、管理する。<br>③申請内容に基づき受給資格の審査を行う。<br>④養育医療の審査結果及び認定内容を管理する。<br>⑤認定内容に基づき、受給者証の発行及び養育医療に係る費用の徴収に関する情報を管理する。 | 事後 | 文言整理 |
| 令和2年6月16日 | Ⅰ－5②所属長 | 母子保健担当課長　斉藤　そのみ | 地域保健・母子保健担当課長 | 事後 | 様式の変更及び人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。 |
| 令和2年6月16日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1．対象人数<br>いつ時点の計数か | 平成27年2月17日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年6月16日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2．取扱者数<br>いつ時点の計数か | 平成27年2月17日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和6年6月3日 | Ⅰ　関連情報<br>4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②　法令上の根拠 | 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項（26、87の項）<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「母子保健法による費用の徴収であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（70の項） | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項（26、87の項）<br><br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）に「母子保健法による費用の徴収であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（70の項） | 事後 | 法改正による号ズレ |
| 令和6年6月3日 | Ⅰ　関連情報<br>5．評価実施機関における担当部署<br>①　部署 | 札幌市　保健福祉局　保健所　健康企画課 | 札幌市　子ども未来局　子育て支援部　子育て支援課 | 事後 | 機構改革による変更 |
| 令和6年6月3日 | Ⅰ　関連情報<br>5．評価実施機関における担当部署<br>②　所属長の役職名 | 地域保健・母子保健担当課長 | 母子保健担当課長 | 事後 | 機構改革による変更 |
| 令和6年6月3日 | Ⅰ　関連情報<br>8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先 | 郵便番号060-0042<br>札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階<br>保健福祉局保健所健康企画課 | 郵便番号060-0051<br>札幌市中央区南1条東1丁目　大通バスセンタービル1号館3階<br>子ども未来局子育て支援部子育て支援課 | 事後 | 機構改革による変更 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |